

【z277】病院等特殊業務手当（2）

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額														
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職															
①次に掲げる業務に従事したとき ア 集中的な監視及び治療を要する患者を入院させるための病棟における当該病棟の業務 イ 人工透析室における当該人工透析室の業務 ウ 腹膜 灌かん 流の処置を受ける患者を入院させるための病棟における当該病棟の業務	南会津病院に勤務する職員（病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び技能労務職員を除く。）	該当			円／月 8,700  円／日 4,800 290														
②専ら患者と直接接して行う業務に従事したとき	病院に勤務する理学療法士、柔道整復師、作業療法士、視能訓練士又は歯科衛生士である職員（前号に規定する職員及び技能労務職員を除く。）	該当			円／月 4,800														
③専ら患者の診療に従事したとき	病院に勤務する職員（病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員に限る。）	該当			別記														
（別記） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員について、勤務一月当り支給額は、以下のとおり																			
<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:70%;">院長</td> <td style="text-align:right;">160,000</td> </tr> <tr> <td>副院長</td> <td style="text-align:right;">155,000</td> </tr> <tr> <td>診療部長</td> <td style="text-align:right;">142,000</td> </tr> <tr> <td>科部長</td> <td style="text-align:right;">133,000</td> </tr> <tr> <td>科長</td> <td style="text-align:right;">125,000</td> </tr> <tr> <td>医長</td> <td style="text-align:right;">96,000</td> </tr> <tr> <td>医員</td> <td style="text-align:right;">61,000</td> </tr> </table>						院長	160,000	副院長	155,000	診療部長	142,000	科部長	133,000	科長	125,000	医長	96,000	医員	61,000
院長	160,000																		
副院長	155,000																		
診療部長	142,000																		
科部長	133,000																		
科長	125,000																		
医長	96,000																		
医員	61,000																		
④手術室において、手術の補助の業務に従事したとき	病院に勤務する職員（病院医療職給料表（三）の適用を受ける職員に限る	該当			円／日 410														
⑤結核患者を専ら入院させるための病棟又は精神病患者を専ら入院させるための病棟において、1日2時間以上施設修繕等の作業に従事したとき	矢吹病院に勤務する職員（病院行政職給料表の適用を受ける職員及び技能労務職員に限る。）	該当			240														
⑥腹膜 灌かん 流の処置の補助作業にしたとき（次号に該当する場合を除く。）	南会津病院の腹膜 灌かん 流の処置を受ける患者を入院させるための病棟に勤務する看護助手である職員			該当	290														
⑦手術室において、手術の介助の補助作業に従事したとき	病院に勤務する看護助手である職員			該当	410														